

第76回定時総会の開催にあたり

会員の皆様には日頃より本会会務運営にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、新年度を迎える本来であれば各支部総会が盛大に執り行われている訳ですが、新型コロナ感染症の感染拡大防止の観点から各支部総会は規模縮小等の措置の下、支部毎の方で開催されるなど例を見ない状況となっております。

政府による法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、人の移動、不要不急の行動抑制、集会等においては密閉、密集、密接の状況を避けるよう要請が発せられております。

このような状況下で本会定時総会の開催の在り方を検討致しました結果、開催時期の延期は感染症の収束時期不明の為困難であり、開催予定日の5月22日に開催予定場所の議場（群馬ロイヤルホテル）で開催することと致しました。なお、開催様態につきましては規模縮小（極力少人数）、時間短縮、昼食会中止、式典中止、懇親会中止、着座間隔のゆとり確保、アルコール消毒液の設置、マスクの着用、手洗い・うがいの励行、議事発声の度合い抑制に努め、式典での表彰状は会長が直接各受賞者の事務所へ届ける。

現在の状況下におきましては、今年に限りこのような方法で執り行いたく会員の皆様にお知らせ申し上げます。

今後、総会案内往復はがき・議案書を郵送させていただきますので内容をご確認下さい。総会の決議・特別決議要件は出席調査士会員による議決権行使で決議されます。今回の議題には特別決議をするものもあり、会員の皆様には慎重なる審議をお願いいたしたいところです。

会則第43条第2項には総会への出席が叶わない調査士会員は他の調査士会員を代理人として議決権を行使できるとあります。この場合には代理人は代理権を証する書面（委任状）を総会に提出するとあります。

つきましては、代理人への委任状による決議方法を是非ともご活用していただきたくお願い申し上げます。

令和2年4月24日

群馬土地家屋調査士会
会長 佐藤栄二